

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の公布について

1 改正の経緯

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律を整備等に関する法律」が平成26年6月25日に公布されたことに伴う介護保険法の一部改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援の基準について、各市町村条例で定めることとされたため、居宅介護支援の基準を削除したもの。

また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布されたことに伴う介護保険法の一部改正により、新たなサービスとして「介護医療院」が創設されることとなり、基準について、都道府県条例で定めることとされたため、当該基準を定めたもの。

2 対象事業所

名古屋市、岡崎市、豊田市及び東三河地区を除く愛知県内に存在する介護保険指定事業所。（名古屋市、岡崎市、豊田市及び東三河地区に存在する介護保険指定事業所については、それぞれの市又は東三河広域連合が定める条例の対象事業所となります。）

3 主な改正内容

(1) 介護医療院の基準について次のように定める

ア 介護医療院の事業に係る非常災害対策

「震災、風水害、火災その他の非常災害時」に関する具体的計画を立て、関係機関への連絡体制を整備し、必要な訓練を行わなければならない。

イ 介護医療院の事業に係る記録の整備等

(ア) 介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。

(イ) 介護医療院サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存すること。

ウ 介護医療院の事業の運営に係る要件

事業の運営について、暴力団又は暴力団員等の支配を受けてはならない

(2) 居宅介護支援の基準を削除する

4 施行日

平成30年4月1日